



追加契約書

三井鉱山株式会社と共済石炭鉱業株式会社との間に締結した昭和
二十一年四月九日付契約書（以下原契約と云う）第4条第1項の更
改に関し、三井鉱山株式会社山野鉱業所々長宇井一郎（以下甲と
云う）と共済石炭鉱業株式会社日吉鉱業所々長宇佐見敬一（以下
乙と云う）との間に次の通り契約を締結する。

第1条 原契約第4条第1項の規定の内「乙は副産炭層の採掘
につきB区域内に於て甲が将来建設する盛坑の保護の
ため直徑150等の炭柱」とあるを「乙は副産炭層の
採掘につきB区域内に於て甲が将来建設する盛坑の保
護のため直徑150等の炭柱の内別図A示す7A-ル
の炭柱」と改める。

上記契約の証として本書2通を作成し甲、乙各その1通を保有す
る。

昭和 年 月 日

福岡県高橋郡細松町大字福産3番地
三井鉱山株式会社山野鉱業所
甲 所 長 宇 井 一 郎

福岡県高橋郡細松町大字才田
共済石炭鉱業株式会社日吉鉱業所
乙 所 長 宇 佐 見 敬 一



十二日十六日 宇井一郎 宇佐見敬一



寄 附 書 状



共同石炭鉱業株式会社と吉田鉱業株式会社との間に締結した昭和
24年2月1日付契約書(以下原契約と云う)第5条第1項の更
改に關し、共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所々長宇佐良一(以
下甲と云う)と、吉田鉱業株式会社社長吉田龍吉(以下乙と云
う)との間に次の通り契約を締結する。
第1条 原契約第5条第1項の指定の内「乙は御膳炭層の採掘
に付て三井山野鉱業所に於て将来建設する専坑の保護
のため直径180米の炭柱」とあるを「乙は御膳炭層
の採掘に付て三井山野鉱業所に於て将来建設する専坑
の保護のため直径180米の炭柱の内、異面々径37
7-ルの炭柱」と改める。
上記契約の証として本等2通を作成し、甲・乙各その1通を保有
する。

日 月 年 日

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所
所 長 宇 佐 良 一

吉田鉱業株式会社
社 長 吉 田 龍 吉



追加契約書

共同石炭鉱業株式会社と吉田鉱業株式会社との間に締結した昭和
24年2月1日付契約書(以下原契約と云う)第5条第1項の更
改に關し、共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所々長宇佐良一(以
下甲と云う)と、吉田鉱業株式会社社長吉田龍吉(以下乙と云
う)との間に次の通り契約を締結する。
第1条 原契約第5条第1項の指定の内「乙は御膳炭層の採掘
に付て三井山野鉱業所に於て将来建設する専坑の保護
のため直径180米の炭柱」とあるを「乙は御膳炭層
の採掘に付て三井山野鉱業所に於て将来建設する専坑
の保護のため直径180米の炭柱の内、異面々径37
7-ルの炭柱」と改める。
上記契約の証として本等2通を作成し、甲・乙各その1通を保有
する。

昭和 年 月 日

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所
所 長 宇 佐 良 一

吉田鉱業株式会社
社 長 吉 田 龍 吉





追加契約書

三井鉱山株式会社と共同石炭鉱業株式会社との間に締結した昭和
23年9月9日付契約書（以下原契約と云う）第4条第1項の更
改に關し、三井鉱山株式会社山形鉱業所々長宇井一郎（以下甲と
云う）と共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所々長宇佐見誠一（以下
乙と云う）との間に次の通り契約を締結する。

第1条 原契約第4条第1項の要項の内「乙は同設炭層の採掘
につきB区域内に於て甲が将来建設する炭坑の保護の
ため直径150米の炭柱」とあるを「乙は同設炭層の
採掘につきB区域内に於て甲が将来建設する炭坑の保
護のため直径150米の炭柱の内別図々示57A-ル
の炭柱」と改める。

上記契約の証として本書2通を作成し甲、乙各その1通を保有す
る。

昭和 〇 年 〇 月 〇 日

福岡県高野郡鶴岡町大字相生 〇 〇 番地

三井鉱山株式会社山形鉱業所

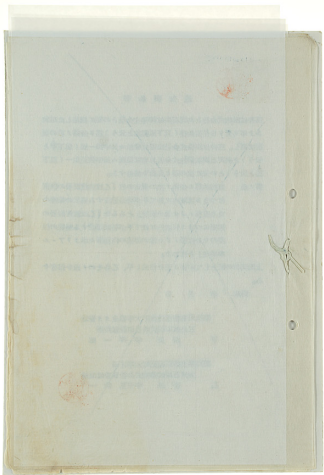
甲 所 長 宇 井 一 郎

福岡県高野郡鶴岡町大字才甲

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

乙 所 長 宇 佐 見 誠 一





契約第 45 号

電力需給契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と九州電力株式会社小倉支店（以下乙という）とは電力需給に関し下記の通り契約する。

記

契約電力	700KW	供給種別及び用途	大口電力 石炭鉱業用
供給電圧 毎相 3,000 V	計量電圧 3,000 V	電気方式 B 相次送 B 線式	回線数 50 ~
負荷設備の総容量 (内 変圧機器) (K.W. / K.W.)	受電設備の総容量	K.V.A	新増設容量 K.V.A
需用場所	福岡県山田市及嘉穂郡大渡町並照樂町所在甲の日吉炭礦橋内		
受給地点	福岡県山田市大字下山田字幸多田 942 の 1 番地所在乙の日吉線 49 号柱に甲の設置せる進入開閉器		
計量地点	福岡県嘉穂郡照樂町大字才田字堤の口 93 の B 巻線甲の受電所内に設置せる乙の積算電力計		
送電責任分界点	照樂特変点に向じ		
財源分界点	同上		
最大需用電力の決定	乙の電気供給規模に依る		
電気料金及びその支払	同上		
電力率調整	同上		
燃料費調整	同上		
負荷率調整	同上		
事項	なし		
受給開始日	昭和 29 年 11 月 1 日		
契約有効期間	自 昭和 29 年 11 月 1 日 至 昭和 31 年 9 月 30 日		
その他	1. 甲は契約電力を超えて電気を使用してはならない 2. 甲又は乙は第三者と各揮又はその事業の全部もしくは本契約に關係ある部分を第三者に譲渡する場合には本契約をその承継者に承継せしめるものとする 3. 本契約締結と同時に甲乙間に締結せる昭和 29 年 7 月 20 日附電力需給契約書はその効力を失うものとする		

本電力需給に關し上記契約書中に記載のない事項は乙の電気供給規程によるものとし、契約有効期間中電気供給規程に変更があつたときの契約條件は変更後の電気供給規程による。
 本契約の締結中士商官庁の許可、認可または承認を要するものについては許可、認可または承認をうけたりし、その效力を生ずるものとする。

本契約の証として本書式通を作成し、各自その志通を保存する。

昭和 29 年 11 月 1 日

需用者名 (甲)

嘉穂市本町 3-1-6 の 1
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 大前

供給者名 (乙)

小倉市東町 3-9 番地 2 号
 九州電力株式会社小倉支店
 支店長 浅沼 貞雄

契約部 四五 号

電力需給契約書

需用者(甲)

若松市本町二丁目二〇六番地の
共同石炭産業株式会社
社長 太 豊

供給者(乙)

小倉市本町三丁目六番地の
九州電力株式会社小倉支店
支店長 淺 沼 良 雄



契約電力

七〇〇「キワット」

供給種類及用途

大口電力 石炭産業用

電圧

三相交流三線式 五〇「ボルト」

需用場所

需給地点

計量地点

送電責任分界点

計量分界点

最大需用電力の決定

電費料金並に其の支払

料金調整事項

受電開始年月日

契約有効期間

需用場所	福岡県山田市及嘉穂郡大隈町並福築町所在甲の日吉炭礦内
需給地点	福岡県山田市大字下山田字平多田八四二の一番地所在乙の日吉福四九号 注に甲の取扱所たる油入調製器
計量地点	福岡県嘉穂郡福築町大字才田字奥の口九三の二番地甲の受電所内に設置 せる乙の標準電力計
送電責任分界点	需給地点に同じ
計量分界点	需給地点に同じ
最大需用電力の決定	乙の電氣供給規程に依る
電費料金並に其の支払	同右
料金調整事項	燃料費調整 同右 負荷率調整 同右 変圧器調整 なし
受電開始年月日	昭和廿九年七月廿日
契約有効期間	自昭和廿九年七月廿日 至昭和卅一年三月卅一日

其の他

① 甲は契約電力の範囲で電気の使用してはならない。
② 本契約締結と同時に甲乙間に締結せる昭和廿八年四月一日附電力需給契約書はその効力を失うものとする。

本電力供給に關し右契約書に記載なき事項は乙の電氣供給規程を適用するものとし契約有効期間中と雖も電氣供給規程に変更ありたる場合之を適用するものとする。
尚契約事項中主務官庁の許可、認可又は承認を要するものに対しては其の許可、認可又は承認を受けたる上其の効力を生ずるものとする。

右契約締結の證として本書底通を作成し甲乙各々其の壹通を保有する。

昭和廿九年 七月 廿日

(60)



4372

尾山
石友



賣渡書

一金分付

右指者所有左記物品及權利一切ヲ前記代金ヲ以テ賣渡
（賣渡シ代金正ニ受取り候成實正也就テハ指者ハ勿論
却取又ハ他人ヨリ決シテ異議申立ル物無之因テ爲時日
賣渡書一札加付

昭和十六年十二月二十八日

賣渡人 尾山石友

買受人 菅原彌太郎

高橋町大塚町大字牛塚一七五〇

共同石尾株式會社日吉支店代表者

買受人 明石友助

去田石尾株式會社日吉支店

高橋町大塚町大字才田元日能杉谷坊所跡ニアル

水洗機被一切

物件ノ要示

（上家 七半）

並ニ電氣引込線ノ使用權利（名義變更ノ際）

以上

以上

高橋町大塚町



38



重要書状

今般拍賣場中ノ換修並ニ野上作松氏名義ニテ日鐵附屬炭
礦ヨリ借用仕り候鐵筋及合束一切ヲ管轄ニ歸還シ申シ候處
實正他債ヲ今般石物件ニ照シテハ一切無義申請致且ツ他日
リ馬場ノ申出デアリタル時ハ他者責任ヲ以テ解決仕可決シ
テ御社ニ細様或細冊ヲ申出時毎日ノ爲保證人相立テ一書並
入候也

昭和十七年一月六日

高橋製鐵株式會社 大澤才田

保證人 大澤才田

高橋製鐵株式會社 大澤才田

保證人 大山春子

共同石炭株式會社 日言英頼

日吉製鐵所

所長 田石友助 殿



39, 2

大正十七年二月廿四日
東京市東區本町三丁目
東京市東區本町三丁目
東京市東區本町三丁目

東京市東區本町三丁目

建物買取申出

葛飾郡大塚町大字牛之原七小五番地之三

一 大塚町大字牛之原七小五番地之三

建坪十一坪二合五分

右建物買取価格シタルニ付此段及申書候也

昭和十七年二月廿四日

葛飾郡大塚町大字牛ノ原

買主

葛飾郡大塚町大字牛ノ原 株式会社吉原屋

買主

代表者 石友 助

大塚町大字 牛ノ原 七小五番地

共同石炭株式会社吉原屋

買取価格 貳百五拾圓也



440/1
~~442~~



曹 渡 部

昭和十七年三月廿四日
東京市豊島区目黒三丁目
共同石炭株式会社代表者
曹渡部

曹渡部

一金貳百七拾圓也

右金額ヲ以テ充當標者所有不動産及ビ借權利ヲ曹渡
シ代金正ニ領收該事實正也本件ニ關シ後日但コリ異議等申
出アル際ハ標者ニ於テ感取シ領賣金ニ對シ決シテ確決既相
根テ知取該テ後日ノタメ一札加付

昭和十七年二月廿四日

嘉穂郡大磯町大字牛之原 曹渡部

曹渡主 深田 勝 郎

共同石炭株式会社代表者

社長 入交 大 藏 郎

共同石炭株式会社日吉吳磯

物件ノ表示

嘉穂郡大磯町大字牛之原 曹渡部

一 木造杉皮葺平家住宅 壹棟 拾券坪二合五分

一 同番地内開掘地 一 畝

一 同土地内栽培物 一 畝

以上



No. 133

電力供給區定書
昭和十一年四月

電力供給區定書

久恒電機株式會社新築井手第一（以下甲ト稱ス）ト共同石炭礦業株式會社
日吉鐵業所々長原（以下乙ト稱ス）トノ間ニ電力供給スルニ左記條

第一條

本契約ニ依リ乙ハ左記電力ヲ需要シ甲ハ之ヲ供給ス
但シ電力制限令ニヨル電力制限ニヨリ甲ノ事業ニ支障ナキ範圍内
ニテ供給スルモノトス

第二條

三十萬ワ 鐵掛機ノ使用ニ限ルモノトス
電力ノ供給地點ハ福岡縣嘉穂郡大隈町牛浜所在甲ノ三坑行送電線
引込ミ柱上滴入開閉器トス

第三條

第二條所定ノ柱上滴入開閉器ヨリ乙ノ礦場地ノ電氣工作物施設一
切ハ乙ノ費用ヲ以テ建設補修スルモノトス

第四條

與電力計ハ乙ニ於テ設置ス
總買中停送又ハ不可抗力ニ基因スル停電ニ對シテハ甲ハ其ノ賣ラ

第五條

賣ハザルモノトス
料金ハ「電」キロワット「時」ムツキ合算トシ乙ヨリ甲ニ毎月支拂フ

Electric Works, Inc. 1921



三三三

我 平 前 一 編

日 吉 齋 樂 田 幸 功 昇 進 一

共 同 行 興 隆 樂 科 友 會 並

國 曆 廿 二 年 正 月 正 日

中 へ 諸 人 類 不 重 時 甲 北 榮

預 入 取 學 入 國 丁 科 之 科 之 出 出 之 強 引 地 國 年 進 中 へ 古 入 官 領 家 者

ノ 科 取 出 空 白 二 計 知 強 引 勢 進 夫 八 國 曆 廿 二 年 國 日 廿 六 日 二 費 福 樂

國 高 引 之 勢 々 々 一 事 代 變 科 知 強 引 中 國 大 科 入 事 代 禮 科 同 然 然 日

國 高 引 之 勢 々 々 一 事 代 變 科 知 強 引 中 國 大 科 入 事 代 禮 科 同 然 然 日

東京市立図書館蔵書
昭和二十一年一月一日



文件昭和十一年
河長 長
長 長
長 長



42

契約書

田籠鐵業株式會社

第一條 田籠實業ト日吉鐵業所代表者明石友助（田籠實業ヲ甲トシ明石友助ヲ乙ト稱シ以下甲乙ト稱ス）トノ間ニ於テ共同借地權ニ使用料金ニ關シ契約ス

一、共同借地ハ大塚町大字牛岡早川ノ鐵橋下（大塚、下田田原間早川鐵道橋脚ノ下）ヨリ大塚田原間現在藤橋旅館裏迄ノ乙ノ邊界軌條敷地

第二條 前條共同借地ノ地料ハ從來ヨリ甲乙兩者折半負擔ニテ地主ニ對シ支拂ヒタルモノニシテ今後モ甲乙兩者折半負擔ニテ支拂フモノトス

第三條 第一條ノ甲乙兩者共同借地ノ使用ハ現在乙ニ於テ鐵橋布設シ無償取用トシテ乙使用申ニ付キ隠裏シタル敷地ニ對シ查照ニ付キ命查驗ハ取出ノ物合サ以テ乙ハ甲ニ料金ヲ支拂フモノトス

第四條 前條ノ乙ガ甲ニ支拂料金ノ計帳簿目及支拂期日ハ左ノ如キトス

一、毎年四月ヨリ九月迄ノ分ヲ十月中ニ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ヲ四月中ニ支拂フコト

第五條 第二條ノ甲乙兩者負擔ノ共同借地料金支拂ニ關シテハ支拂期日ニ於テ一時甲負擔ノ料金ヲ乙ガ立替ヘ然四條ニ依ル乙ガ甲ニ支拂フ料金ヨリ引去ルモノトス

右ノ條項ヲ以テ契約ス依テ后日ノ需本條二箇ヲ作換シ互ニ變更擔保者スルモノトス

田籠鐵業株式會社



實行ハ昭和十六年四月廿日ヨリノコト

昭和十七年十月二日

高橋都大隈町大字牛原

甲 田 健 寅 藤

高橋都大隈町大字牛原

乙 明 石 友 助

共済石炭株式会社吉備事務所代表者

田籠鑛業株式会社



契約第 四五 號

電力受給契約書



常用者(甲)
 供給者(乙)
 支店長
 電力方式及同敷設

契約場所	大口電力 飯塚用	三相交流二相式 200V
	供給電圧	200V
受給地点	福岡県嘉穂郡山田町大字才田字袋のロウエの二番地甲の受電所	
計費分界点	送電責任分界点に同じ	
最大需用電力の決定	乙の電氣供給施設に依る	
電氣料金及其の支払	同右	
力率調整	同右	
燃料費調整	同右	
負荷率調整	同右	
変圧器調整	なし	
受給開始月日	昭和廿八年四月一日	
契約有効期間	自昭和廿八年四月一日 至昭和卅年三月卅一日	

本電力受給に關し右契約書に記載なき事項は乙の電氣供給規程を適用するものとし契約有効期間中と雖も電力供給規程に變更ありたる場合は之を適用するものとする
 尙契約事項中主務官廳の許可、認可又は承認を要するものに對しては其の許可、認可又は承認を受けたる上其の効力を生ずるものとする

右契約締結の證として本書紙通を作成し甲乙各々其の壹通を保有する

昭和廿八年 四月 一日

No. 14



No. 16

領收書

一 電部様

一 南内局

右正三員様中

昭和二十一年五月二十五日

指筆館 工作部

日去館

工介様

出下

要旨可



日本国政府

飯沼指令第一〇號

○ 昭和三年六月十日

指令 吉

福岡縣山田市下山田八四番地之二

共同名義該業株式會社 日吉糖業所

昭和三年五月十二日付の申請に於て、右福岡縣山田市
下山田八四番地之二 共同名義該業株式會社 日吉糖業所

のり及酒類製造に用ひる免許を取消す。 事十。

昭和三年六月十日

飯沼糧務署長 文治事務官 平田國光

01123456789101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100

野山 立木 安太 倉部 金美 萬有 森敏 大郎 金太郎 助次 夜郎 寅夫 源次
 野山 見 立木 安太 倉部 金美 萬有 森敏 大郎 金太郎 助次 夜郎 寅夫 源次
 野山 見 立木 安太 倉部 金美 萬有 森敏 大郎 金太郎 助次 夜郎 寅夫 源次

大田町區民家地租額徵收單見數

氏名	一年分	量				定	合計	額	實
		人	間	坪	一				
大田 田島	240坪	—	—	—	—	240坪			
大田 田島	211坪	—	—	—	—	211坪			
林 立木	477坪	2500	224	—	—	4500		405	
明見山 袋太郎	405	—	—	—	—	405		405	
大田 倉官	445	250	—	—	—	915		915	
大田 田島	205坪	1700	350	500	500	4000		4000	
大田 田島	182	—	—	—	—	182		182	
大田 田島	387	—	—	—	—	387		387	
大田 田島	432	250	—	—	—	682		682	
大田 田島	402	300	—	—	—	702		702	
大田 田島	904	500	—	—	—	1404		1404	
大田 田島	40	—	—	—	—	40		40	
大田 田島	257坪	1300	—	—	—	487坪		487坪	
大田 田島	140	800	250	500	500	1300		1300	
計	14870	4600	814	1000	2500	25334			



福岡縣嘉穂郡稻葉町大字才田
字ホング

凡例
■ 出賃田畝



(29)



土地賃借契約書

大山武雄曾弟大山俊一ヲ甲トシ日吉謙榮所代表者明石友助ヲ乙ト兩者間ニ甲所有ノ左記地目土地ヲ左記ノ條件ニ依リ賃借スルノ契約ヲ締結シ本書ニ通シ作成シ各目其一進ヲ保有スルモノトス

記

- 一、場 所 相築町大字才田堤ノ口九三ノ一ノ内
海軍八尺調機場附近（沙付園ノ隣リ）
- 二、地 目 山 林
六百三十田歩
- 三、蓋面所有者 大山武雄ナレモ此ノ區域ハ曾弟俊一ニ分譲ナルモノナリ
才田誠謙業用途トシテ使用
- 四、使用目的

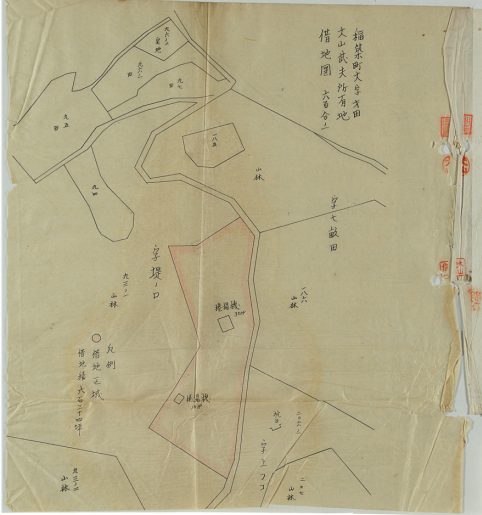
受取

明石友助代表者 明石友助

才田 才田 才田 才田 才田 才田 才田 才田 才田 才田

一、使用期間	才田 續延 管中
二、科 金	一ヶ年 貳百圓也
三、科金支拂方法	前 納 (一ヶ年 每ニ)
右ノ契約ニ依リ乙ハ前記ノ甲土地ヲ 續業用トシテ自由ニ使用スルモノトス依テ甲ハ乙ガ事業經營中ハ前記土地ヲ 租ニ賣渡シ又ハ轉貸スルコトヲ得ズ事業終了後ハ現形ノ 離逸地スルモノトス	
昭和 年 月 日	
甲 齋 橋 面 名 義 人	大 山 武 雄
甲 輔 利 者	大 山 俊 一
乙 借 受 人	明 石 友 助
福岡縣高橋郡稻葉町大字才田	

福築米町大字才田
 大山武夫所有地
 借地圖 大百合一





新製圖
大山南夫折林
皇子畑田

皇子畑田

乙 借受人 明石



豊子林田



土地貸借契約書

大木市三郎、大木松平ヲ甲トシ日吉園栗所ヲ乙トシ土地貸借ニ
關シ契約スルコト左ノ如シ

一、場 所 稻葉町大字才田下ツコー九四ノ一宅地

一、坪 數 貳坪九合七勺(兩紙移付圖ノ通り)

一、料 金 壹年ニ付壹ヶ年壹圓拾拾圓ノ別

一、料 金 支 拂 期 日 昭和十年十月二十日前納ノ事

一、使 用 期 間 才田商會管中

一、使 用 的 里道ヲモオ馬道路トシテ使用

右契約項ニテ契約シ且ツ使用中ハ乙ノ承諾ナクシテ勝手ニ他ニ

賣渡等出來サルモノトモ所目ノ爲契約書二冊ヲ作成シ各自壹冊

所持スルモノトス

昭和十年十月二十日



昭和二十年二月二十日

神戶和嘉理郡稻葉町大字才田

甲寅主 大木 市三郎

大木 松平

神戶和嘉理郡大限町大字才田

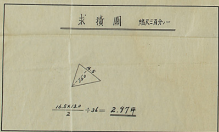
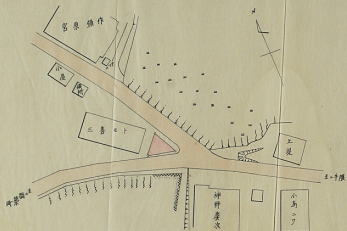
共同石炭礦業株式會社日吉礦業所

代乙借主 明石 友助



稻葉町大字才田

下フコ 一九四一 宅地



白例
借用地區
借道
界路
地



110.43 (3)



土地賃貸借契約書

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所を甲とし（以下單に甲と稱す）大菅
廣輔を乙とし（以下單に乙と稱す）土地賃貸借に關して左の契約をな

す。
從來共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所が鉱業用地として所有する大鼠嶺

軍兵より借用中の土地の内、所有者の承諾を得て大膳町大字下牛隈大
菅廣輔に左記の額貸により轉貸するものとす。

一 土地表示

高橋町大膳町大字下牛隈一九六五ノ二（倉庫地目雜種地）

一九六五ノ三（田）

一九六五ノ四（田）

一九六五ノ五（田）

二 賃借面積 壹百參拾貳坪參合七勺

（但し從來日吉鉱業所借用畝域）



一、借地料 甲が所有者に支拂ふ料金を

第一條 乙は足砂水遊場として該土地を昭和二十六年十一月一日より使用するものであるが乙の使用甲と雖甲に於いて借地料として必要を生じ甲より請求ありたる場合は乙は直ちに本契約を解除して甲の借地料として使用するに差支無き状態にして甲に返地する事

第二條 借地料金は甲が所有者との間に締結したる支拂方法に従ひ定められたる料金を甲に支拂ふこと。

第三條 今後土地所有者と甲との間に於て借地料金を變更したる場合は

乙は其の變更したる料金を甲に支拂ふものとす。

右條項甲乙共に異議なく承認し後日の證として本契約書二通を作製し甲

乙兩者各一通宛を所持する。

昭和二十六年十一月一日

甲 嘉穂郡細葉町大字才田

共同石炭鉱業株式会社

日吉 鉱 業

乙 嘉穂郡大樋町大字下牛原

大 曾 廣

補



右契約、動し所有者として承認する。

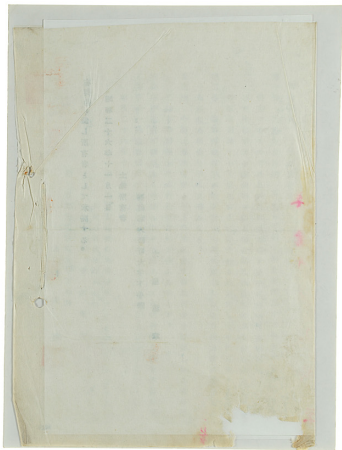
昭和二十六年十一月一日

土地所有者

嘉穂郡大樋町大字下牛原

大 曾 廣





番号	三五	三六	三七	三八	三九	四十	四一	四二	四三
名	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉
摘	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉
番号	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五十	五一	五二
名	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉
摘	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉	稻葉





覺書

昭和七年五月十九日付を以て、關東通商産業局に出願する廣尾島縣出水郡東長島村大字獅子島地内別紙圖示の石炭採掘鉱山面積九六三〇坪(二、八五〇アール)を共同石炭鉱業株式会社と吉田政知の共同出願とし、代表出願人を共同石炭鉱業株式会社と定め、出願に關する手續及出願手数料並に許可決定後に於ける登録税は、共同石炭鉱業株式会社が負擔し、その鉱業權の權利は平等とし、吉田政知は、鉱山設定後に於て換業上に關する一切の件を、共同石炭鉱業株式会社に委任し、積方協議談解の上に非ざればこの權利を能に譲渡をせざるものとす。

右事項を共同石炭鉱業株式会社と、吉田政知の共同出願に關し、協定成立を證する爲茲許に覺書を手交するものとす。

昭和七年五月十九日

1047

東京都中央区海町一丁目一番地
共同石炭鉱業株式会社

代理出願人 明石友助

飯塚市鶴寺町三ノ一 中野高入方

吉田政知



昭和 年 月 日



福岡縣高橋倉田町大字四野
鐵道會社 炭坑
電話 一一一六番

受領書

一 水洗機 十五噸

モーター 日立三五巾 七壹台

ターボプロワー 三菱十五巾 七壹台

モーター 七壹台

レシーバー 七壹台

右正受領仕候也

昭和七年一月十九日

福岡縣高橋倉田町大字

鐵道會社

炭坑



長山下權三郎

目吉礦業所御中



No. 8



領 收 書

一金貳百六拾壹萬四千壹百貳拾圓圓也

但一昭和廿三年度下期分進生八尺册地境區代價
以之掘進地區（進生八尺册）代價金額完済

右正に領收候也

昭和廿四年三月廿六日

福美縣島根郡松江市

三井物産株式會社山



共興石炭鑛業株式會社

日吉

礦業所

御中



No. 16

納稅管理人二名

福岡縣嘉穂郡大隈町大字一五〇番地

福岡石炭産業株式會社

白告種業所

右、若、以、納稅管理人之名、當所、指、所有、土地、物件、其他、三、對、之、納稅、若、因、之、以、事、項、代理、權、者、為、致、管、候、條、款、及、違、反、之、以、御、面、候、也

昭和十四年六月十三日

福岡縣嘉穂郡大隈町大字下留

所有若

松岡

佃

嘉穂郡大隈町大字一七五番地

福岡石炭産業株式會社

白告種業所

日言館業所

大隈町長 全元 謹啟





折言約書

陳若

吉
業
所
印
入

11020

日吉鐵業所

今般實業所ニ對シ杜定ハ此ノ責備通車道工ニ
 災出シテイル為、通極電車通運時ニ於テ振動ニヨリ瓦
 ノ瓦緩ミ其ノ復旧工事申入レ致シテ今工事ニ付テ現運
 車道ニ當初曾現位置置ニ有設クガんモノニ非ラズ器道改
 修工事ニ為、現在位置置ニ及更セシムルモノトシテ尙然軒
 下通過ノ責任ハ責備ニ非ラザルモ相シテ今般ニ限
 〇復旧ハ勿論同時ニ交通安全ヲ阻害スルハ勿レ長テ短縮
 施工下ル工事ハ誠ニ感謝ノ外有ラズ
 責備方面、厚意ニ對シテ爾今右事由ニ此板書補
 償中間敷キテ勿論今後住宅讓渡場合ハ杜有、
 責任ニ於イテ右ニ因テ補償申立テサレバコトノ條件ヲ附
 〇讓渡敷キ共ニコ旨責備ハ在テモ通知致エラフ
 折言約致シマス
 右折言約書依而如件

昭和二十四年十月三十日

吉和穂邸大隈町下字隈一八九三

大山 秀

日吉鐵業所 殿



貯 異 證 明 帳



	四 月	五 月	六 月	七 月
前月末貯異	五〇三圓	四七一圓	五四一圓	一〇四六圓
出 異	六一二一	六三七四	六〇七六	六五二九
送 費	六〇五三	六一八四	五四五一	四九三〇
山元前費	一一二〇	一一二〇	一一二〇	一一二〇
月末貯異	四七一	五四一	一〇四六	二五二五

右證明帳度計表例論致シマス

昭和二十五年八月二日

福岡縣高橋郡稻葉町大字才田

共同石炭鑛業株式会社

日 吉 備 業 所

福岡鑛産産業局

取扱石炭事務所 宛中

證 以

本紙貯差高は指是統計法により提出を
 木のり報告数量と照合相違なき事を
 證明す。

二五福石炭證亦九六塊

昭和二十五年八月二日

福岡石炭局 飯塚支局 長 田 中 和 美 大





共

昭和五年九月廿八日

敬 送 御 中

報 告 書 實 行 ノ 件

日 報 二 期 報 業 所 業 務 報 告 月 五 日 迄 ニ 先 月 分 送 取 願 書 報 告 二 報
告 報 告 リ 既 報 告 二 行 ア ハ 五 記 ノ 行 報 二 同 任 基 盤 下 取 扱 也

才 出 汎 ノ 報 告 報 告 文 報 告 ノ 報

日 官 本 局 欠 取 送 送 リ ハ 報 外 ス ル コ ト

一 電 二 付 内 報 カ ノ 報 告 報 告 文 報 告 ノ 報 告 二 付 報 告 正 報 報 告
ラ レ 取 扱

瑞 石 師 校
平 信 景 所 取 扱



瑞石師校
平信景所取扱

瑞石師校 瑞石師校 瑞石師校

瑞石師校 瑞石師校 瑞石師校

瑞石師校 瑞石師校 瑞石師校



No. 2



借 用 證

一、安川製コンベア用七・五馬力減速電動機
一、日立製五〇〇V一〇〇A強山用油入開閉器
右借用仕儀也

昭和拾八年五月拾貳日

豊洲縣葛飾郡大塚町大字平野

共同石炭株式会社 吉備事務所

所長 明 石 友 加

日 繼 債 權 株 式 會 社

取締役 岩 位 謙 長 殿

共同石炭株式会社 日吉炭礦





電力供給契約書

電力供給	供給種類	電氣方式	周波数	額定電壓
四五〇キロボルト	大口電力	三相交流三線式	五〇ヘルツ	三〇〇〇ボルト
需用場所	福岡縣若菜郡山田町大字才田字奥の口九三の二番地の甲の受電所			
受給地	福岡縣若菜郡山田町大字才田字奥の口九三の二番地の甲の受電所 福岡縣若菜郡山田町大字下山田字米多田八四二の一番地たるこの日青線五三號柱に甲の設置せる油入開閉器			
供給責任分界點	送電責任分界點より電線は乙に於て之より負荷側へ分岐點たる油入開閉器を含む其電力許を餘くは甲に於て夫々施設所存す			
計量装置	「〇〇〇ボルト」 乙の電氣供給装置に依る			
決定期間	乙の電氣供給装置に依る			
電價	乙の電氣供給装置に依る			
受給開始日	昭和二十六年四月一日			
契約有効期間	自昭和二十六年四月一日 至昭和二十八年三月三十一日			
その他	本契約履行と同時に需要約は一切其の效力を失ふものとする			

本契約書に添付してない要求については乙の電氣供給装置を適用又は採用するものとし契約有効期間中でも供給装置に變更があつた場合は之を新用又は並用する
右契約書條の註として本契約書を存せし甲乙各々の要領を共有す
昭和二十六年 四月一日

電力需役者一併し 若松市本町三丁目三番地の二
共同電力供給事業株式会社
代表取締役 佐々木 敏
印

電力供給者一併し 小倉市京町二丁目三番地の二
九州電力株式会社 小倉支店
支店長 藤原 豊
印



昭和 年 月 日

日産大衆海上保険株式會社 福岡支店

自動車課

共同石炭産出株式會社
日産大衆海上保險株式會社 殿

拜啓 時下益々御隣島之損害賠償

陳者弊社業に關しては常に格別御高配を賜り御高志に對し厚く御禮申上候所今回は貴車輛の自動車
保險契約に關し此又厚く御禮申上次第に御返候

弊社は本契約に基き貴車輛の不時の事故損害に對し原因の如何に不約約款に及び全面的に損害賠償の
責を果すべく且つ貴財産の確保を期するものにて有之候間宜敷御承賜り度願上候所御返已に對しては
御欲論の上契約を賜はらば幸甚の至りに存じ候

先は今回の御契約に對し御挨拶を兼ね御禮申上度知所御座候

道 仰

敬 具

事故處理に關する件

自動車保險に於ては其の損害を補ふ且つ賠償に於ては賠償保險金を御返申上せるが本契約の取組でありと比つて契約
者各社に於ても此等損害賠償に御返申上せらるる御禮申上す

1. 自動車事故に於ては「賠償金」に「賠償」により「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所

2. 自動車事故の賠償は「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所

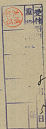
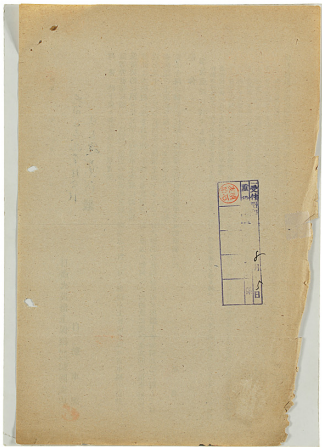
3. 賠償金に關し「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所

4. 賠償金に關し「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所

同封自動車保險証券を發給致し「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所「賠償」御禮申上候所

以上

No. 5



電力供給契約書

供給電力	供給種類	電圧方式	周波数	電機器具
五五〇「ワット」	大口電用	三相交流三線式	五〇「サイクル」	五〇〇〇「ボルト」
（備電用）				
福岡県志摩郡山田町及び大野町並に船渠町所在甲の目吉線管内				
福岡県志摩郡船渠町大字才田字岸の口九三の二番地甲の受電所				
福岡県志摩郡山田町大字下山田字平多田八四二の一番地所在乙の目吉線五				
三号柱に甲の設置せる油入開閉器				
送電責任分界點より電源側へ乙に於て之より其側へ（分界點たる油入開閉器を言み船渠電力計を隔て）は甲に於て之より其側へ所有する				
五〇〇〇「ボルト」（甲の受電所内）				
乙の電機供給設備に依る				
乙の電機供給設備に依る				
昭和廿六年十二月十八日				
昭和廿六年十二月十八日				
昭和廿六年十二月十八日				
昭和廿八年三月三十一日				

本契約適用と同時に昭和廿六年四月一日附電力供給契約書は其の效力を失うものとす

此契約書に添綴して有る各事項については乙の電機供給設備を維持するものとし此の義務は甲が負つべきものとす
 甲は此の義務を履行せしめ乙は之を履行せしめ甲乙各々の責任を分担するものとす
 本契約書の成立として本書試油を作成し甲乙各々の署名を捺印す

昭和廿六年十二月十八日

電力供給（受電） 若狭市本町二丁目二〇六番地の一

共同石炭礦業株式會社

社長 人 交 太



電力供給（送電） 小倉町三丁目三番地の二
 九州電力株式会社 小倉支店
 支店長 徳 宗 一 郎



領收書

一金壹万圓也

但當所廳舍増改築落成式
御祝儀として正に拝受致しました

昭和二十六年八月二十日

福岡縣飯塚保健所長 田中壽



日吉鎌業所 殿



59

第 七 條

共同石炭鉱業株式会社（以下甲と称す）と九州電力株式会社小倉支店（以下乙と称す）は昭和廿九年六月十八日付甲の日電業所の受電々方の容量八五〇「キロワット」の増加受電申込に當つて左記条項を契約する

記

才一条 甲乙両者は開議決定に基く九州の六〇「サイトル」化の方針に固より努めるものとする
才二条 乙は周旋敷変更工事計画に基いて可及的速かに甲に對して六〇「サイトル」を供給する。但し細部については別協議議するものとす。
才三条 甲は今回の増加受電々刀の需用設備を五〇、六〇両サイトル用とするものとする。
才四条 本契約は甲の今回の申込が主務官庁の許認可或は承認を受けた日から効力を生ずるものとする。
右契約締結の証として本契約通を作成し甲乙各々その増進を保有する。
昭和廿九年六月三十日

電刀需用書（甲） 若 岩 崎 町 小 倉 支 店

九州電力株式会社
支店長 文 太 廣

電刀供給書（乙） 小倉支店町三五八番地の二

九州電力株式会社小倉支店
支店長 浅 田 良 雄



契約第 48 号

電力需給契約書

石炭鉱業株式会社


共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と九州電力株式会社小倉支店（以下乙という）とは電力需給に関し下記の通り契約する。

記

契約電力	700KW		供給種別及び用途	大口電力 石炭鉱業用	
供給電圧 標準	3,000 V	計量電圧	3,000 V	電気方式	三相交流 3 線式
負荷設備の総容量 (内高圧機器)	K.W IC.W		受電設備の総容量	K.V.A	留置器収容容量
電 用 場 所	福岡県山田市及高橋郡大隈町北福盛町所在甲の石炭礦場内				
受 給 地 点	福岡県山田市大字下山田字平步田 842 の 1 番地所在乙の石炭礦 49 号 往に甲の設置せる油入開閉器				
計 量 地 点	福岡県高橋郡福高町大字才田字通の口 93 の 2 番地甲の受電所内に設置 せる乙の複算電力計				
送電責任分界点	需給地点に同じ				
財 産 分 界 点	同 上				
最大需用電力の決定	乙の電氣供給規模に依る				
電気料金及びその支払	同 上				
電力率調整	同 上				
燃料費調整	同 上				
負荷率調整	同 上				
二次電力供給調整	なし				
受 給 開 始 日	昭和 31 年 10 月 1 日				
契 約 有 效 期 間	自 昭和 31 年 10 月 1 日 至 昭和 33 年 3 月 31 日				
そ の 他	1. 甲は契約電力を超えて電氣を使用してはならない 2. 甲又は乙は第三者と合約し又はその事業の全部もしくは本契約に關係ある部分を第三者に譲渡する場合は本契約をその承認者に承認せしめるものとする 3. 本契約締結と同時に甲乙間に締結せる昭和 29 年 11 月 1 日付電力需給契約書はその効力を失ふものとする。				

本電氣の需給に關し上記契約書中に記載のない事項は乙の電氣供給規則によるものとし、契約有効期間中電氣供給規模に
 変更があつたときの契約關係は変更後の電氣供給規則による。
 本契約の事項中に特許権の許可、認可または承認を要するものについては許可、認可または承認をうけたいえ、その効
 力を生ずるものとする。

本契約の証として本書裏面を作成し、各自その老道を保有
 昭和 31 年 10 月 1 日

需用者名 (甲)

若松市本町 4 丁目 208 の 1
 共同石炭礦業株式会社


供給者名 (乙)

小倉市本町 2 丁目 2 番地 2
 九州電力株式会社 小倉支店

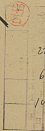
 支店長 阿部 功

下山田 曰吉

曰吉炭坑
賣店主任 殿



曰吉
曰吉



增小兒人指已長

8/20

年(假)

改換的(新) (新) (新)

嘉應州南韶連生活品商業協同組合

總發行所：嘉應州南韶連生活品商業協同組合



No. 107

領一收書

至壹千貳百圓也

但

出賃拾貳口三刻元券尾回拂込金

(港口三付キ老百圓也)

右正三領収候也

昭和貳拾貳年 / 月 日

臺灣總商部生活商業協同組合

日吉炭坑殿



91

印
紙

領 收 証

一金四竹參百貳拾四圓也

但 特別手當積立金

右金正ニ領收仕候也

昭和五十二年 五月廿五日

日吉鑛業所事務所御中

川 田 三 左 衛 門



昭和 二〇



自家用塩製造届

福岡縣糟屋郡梅菜町大字大田百拾九番地ノ敷
共回知事録山共會社白吉養菜町大田築坑製塩部

代表者 野上 作 松

大分縣糟屋郡東上浦村字深海井敷番地

一、塩製造場所
一、塩製造方法 砂層循環流式

一、一斗年製造塩額定高 七五三斗五升七合、田。所

一、製造開始年月日 昭和貳拾壹年六月壹日

一、製造塩使用用途 炭坑從業員配給

一、塩製造坪数 百貳拾坪

92

在及御届候也

昭和貳拾壹年五月 日

右 野上 作 松



專賣局海中

九鐵高飯三万一千五百八号

證明書

別紙目名炭風二号地ノ十四段ノ石炭ノ採炭中ノ竹藪八
尺厚ノノ選炭三万一千五百八号。此種炭七ノ「コリス」製炭
用ニ適シテ厚ク精炭生是上ノ副産物ヲ凡クテテ可支障
ナシト認ム

昭和二十五年九月六日

九州地方商工高飯保出事務所

福岡縣高飯郡大隈町大字七番

商工高飯保出事務所

日吉

高飯

保出

事務所

明石

昭和二十五年九月六日

印

昭和二十五年九月六日



石炭品位取締規則第六條、規定ニ依ル販賣許可申請書

昭和二十一年九月 日

九州地方商工局長

藤野喜一郎 殿

申請者 福岡縣喜紀郡大津町牛原 日 曹 炭 業

保潔担当者 共同石炭鑛業株式會社



左記ニ付石炭品位取締規則第六條但書第一號ノ許可相成處同規則第六條ノ規定ニ依リ此炭及申請炭也

「買炭サントスル石炭ノ種類、保證品位、及數量

銘柄 四吉二號炭

保證品位炭電 三、五〇〇カロリ

數量 九〇〇屯 五五、五%

「買炭先ノ氏名、名稱及住所

第一 次 北九州石炭統制株式會社

第二 次 日本石炭株式會社

「買炭ノ時期及場所

時 期 自昭和二十一年十月

場 所 昭和二十一年三月

「買炭先ノ用途 賣所檢査後開業後シ

「買炭先ノ用途

コーライト製造用



共

註 文 書

- 「品 名 日曹二號炭
- 「數 量 九百屯
- 「抽 取 日本石炭株式會社御指圖抽炭候ル
- 「受取期間 昭和二十一年十月一日 昭和二十二年三月廿一日
- 「受取場所 日吉鐵礦所貯炭場
- 「用 途 コーライト製造用
- 「代金支拂方法 日本石炭ノ指圖ニ依ル
- 石之通り御注文仕候也
- 昭和二十一年九 日

日本石炭株式會社

岡 中

福岡縣 糸島郡 大浜町 牛原

明 石 友



株式会社 福岡石炭

〒720 福岡市東区 大浜町 牛原

東京市 日本橋区 本町二丁目 日本石炭株式會社 庶務課 岡中



110



全載附圖也

領便登

自。嚴林嘉禧木秋林春湖谷各處同生喜全
古區二類此版也

一九三二年一月三十日

嚴林嘉禧木秋林春湖谷各處同生喜全
組分長 註一除 單人 以

小野義延 啟



95

昭和

納米炭價改正

昭和二十一年四月以降納米炭價左ノ通り改正ス

記

従来 明石礦務公 壹馬九拾五圓也

改正 全 土 壹百圓也 (日吉一礦炭質受取)

従来 露 天 堀 立 拾五圓也 (日吉二礦行炭ゼラト受取)

改正 ✦ X

右ノ通り決定致シ双方承諾仕リ候也

昭和廿一年六月十九日

日吉礦業所代表者 明石 友 助

明石礦業所代表者 山 邊 好

山邊

明石



昭和二十一年六月十九日

昭和



No. 96

老
鳥
鳥

覺 書

昭和十五年二月十六日附石炭採掘購買人契約向フ一々年間即チ
（自昭和二十一年二月十六日）契約経續ヲ甲乙協議ノ上決定ス
依而後日ノ為惣々一進取交シ候也

與購買資金ハ時々協定スルモノトス

昭和廿一年二月十六日

日吉 礦業 所

甲 明 石 友

採掘購買人

乙 山 邊

好



85



工

場

設

置



左記ノ通り工場設置貸渡條約許可相成處此段及御知候也

昭和十九年十月六日

敬啟者 共同石炭鑛業株式會社

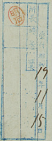
日管鑛業所 才田 貞廣

代表者 明 石 友



敬啟者 小林吉太郎

貴親 小林吉太郎



共同石炭鑛業株式會社 日管鑛業所



一、工場名

才田炭礦カラ工場

三、設置地ノ地名、管地、市街地起物法ニ依ル地層若シ地底

三、設置者ノ住所、氏名、張年月日（法人ニアリテハ事務所ノ所在地、代表者氏名

又ハ工場管理人ノ氏名）

高橋郡大原町大字牛殿

共同石炭礦業株式會社日首礦業所

代表者、明石友助

四、設置ノ面積四二五〇米（セント）工場ニ在リテハ五〇〇米以内ノ土地ノ状況

裁紙添附圖ノ通り

五、建築物ノ用途、建築面積及其配置

用途 倉庫 建築面積 八坪

配置 裁紙添附圖面ノ通り

六、機械其他設備ノ配置、非常口道路ノ巾尺及其位置

裁紙添附圖面記載ノ通り

七、事業ノ種類、製品ノ名稱

カラ製炭

八、原料及作業行程ノ概要

石灰ノ焼結

九、使用職工男女定數

男 二人 女 三人 計 五人

十、原動機種類、圖數、馬力數及其合計 ナシ

工機概算其概算書ノ各務、諸般、指竹諸般工事

概算其概算書ノ各務、諸般ハ圖示ノ通りトス

基礎ハ地立式倉庫ヲ設ケルノミ

汽汽機ノ種類、型式及台数 ナシ

高建築物ノ構造概要(基礎工事建築材料)階建以上ノモノニ在リテハ各階毎ニ其

ノ面積用算)

地立ノ二間、四間ノ倉庫ヲ一棟設ケルノミ

高煙突ノ構造、種類、主要寸法、基數、諸般設備 ナシ

式障 害 設備

工場内部のニモ一切自己所有ノ土地内ニシテ工場外部的

ニモ概算ノ度ナク除害設備ノ要ナシ

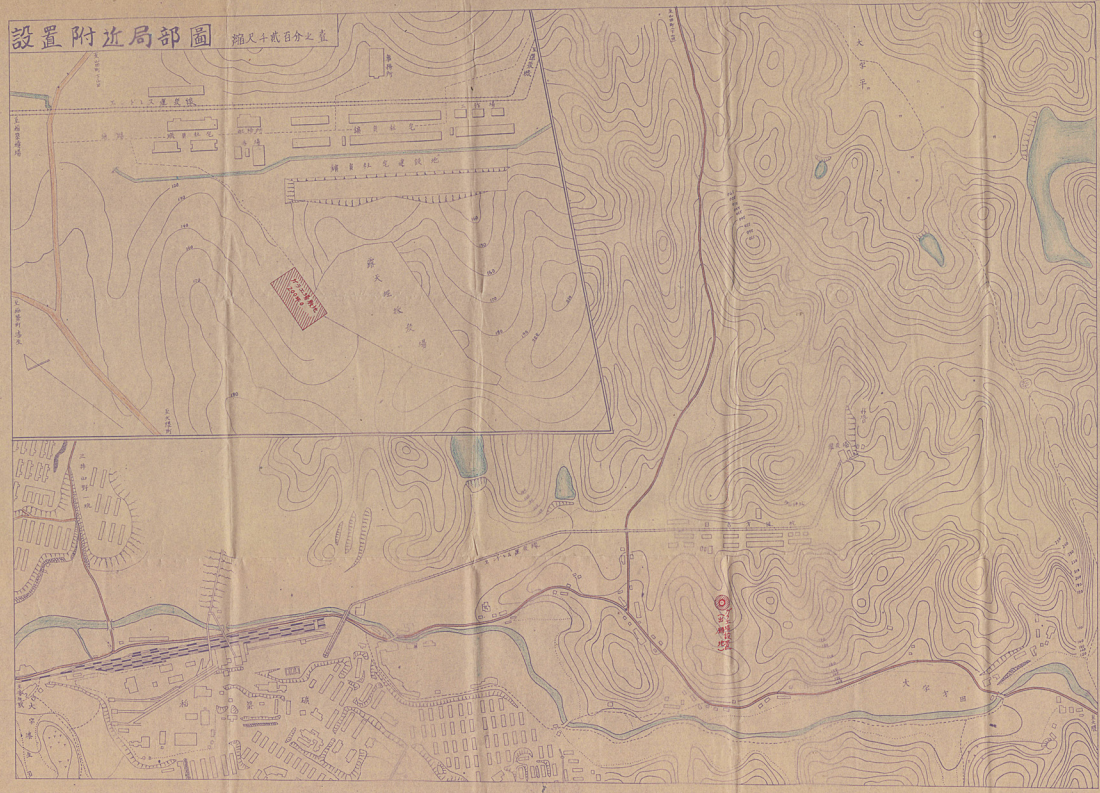
大正癸卯工期日 昭和十九年十一月三十日

図面一枚在中



日古鐵業河工場設置總圖
縮尺三十分之一

設置附近局部圖 縮尺十或百分之五



其
他
種
類
之
各
種
、
國
産
、
樹
材
商
工
等

手
帳
本
三
十
五
年
下
半
分

福
岡
縣
嘉
穂
郡
大
隈
町
牛
隈

共
同
石
炭
株
式
會
社

日
吉
鑛
業
所

電
話
（
大
隈
局
）
二
一
番

其
的



電力供給契約書

契約書 號

需用者名 供給者名 用途 受給最大電力 回線 受給地點 需用場所 送電責任分界點	受給開始日 契約有効期間 其ノ他ノ事項
共同石炭鑛業株式會社 九州配電株式會社 鐵道用 最大電力 5000kw 回線 No. 10 受給地點 五ヶ所 需用場所 九州配電株式會社 送電責任分界點 九州配電株式會社 送電責任分界點 九州配電株式會社 送電責任分界點 九州配電株式會社	昭和二十一年六月一日 自昭和二十一年六月一日 至昭和二十一年五月三十一日 昭和二十一年六月一日 昭和二十一年六月一日 昭和二十一年六月一日 昭和二十一年六月一日 昭和二十一年六月一日

本電力供給ニ關シテハ右契約書記載ノ事項ニ依ルノ外電氣供給規程ノ條項ニ準
 據スルモノトス、尙契約ノ事項中主務官廳ノ許可、認可又ハ承認ヲ受スルモノ
 ニ對シテハ其ノ許可、認可又ハ承認ヲ受ケタル上其ノ効力ヲ生ズルモノトス、
 契約締結ノ證トシテ本書二通ヲ作成シ當事者各其一通ヲ保有ス

昭和二十一年 六月 一日

電力需要者
 電力供給者
 九州配電株式會社
 支店長 田波芳三
 小倉市京町三番八番地ノ二

共同石炭鑛業株式會社
 支店長 田波芳三
 小倉市京町三番八番地ノ二



冊
書

冊
書

222

昭和十五年二月十六日附石炭採掘購買契約ハ向フ壹ケ年間即チ
（昭和二十年二月十六日）契約経緯ヲ甲乙協議ノ上決定ス
依而後日ノ爲メ疊書一通取交シ候也
同購買單價ハ其ノ部原協定スルモノトス

昭和二十年二月十六日

日吉礦業所代表者

甲 明石 友 助

採掘購買人

乙 山 邊 好

共同石炭株式会社日吉炭礦

71



74号

借用證

一 鶴崎

拾

右正二借用仕候也

昭和十年六月十六日

護册第三三五四部隊務部隊

日吉館長

明石支助殿

務部

博



明石	所長	明石	明石
明石	明石	明石	明石
明石	明石	明石	明石
明石	明石	明石	明石



75号

借用書

昭和二十六年六月十八日

古蹟系所 宛

十號借習室施上必要存左記器具左
御子内借用付分

左記

一、卜口四台

一、

御子自修物等
昭和二十六年六月十八日
七月十八日



空室第五二四部隊
阿摩上陸隊長





新支那電報刊文採集所發行

民國石炭 日吉鐵業所

一 既業特設電報發通所 備開新支那電報刊文採集所發行
備開新支那電報刊文採集所發行

一 從支刊全支採集所 備開新支那電報刊文採集所發行
備開新支那電報刊文採集所發行

一 新支採集所 備開新支那電報刊文採集所發行
備開新支那電報刊文採集所發行

備開新支那電報刊文採集所發行
備開新支那電報刊文採集所發行

民國九年九月廿五日

備開新支那電報刊文採集所發行

備開新支那電報刊文採集所發行

代志局 明石友助

能查遺存自良同并即啟

共開石炭株式會社日吉鐵礦

80



總見書

御出給年六月式按春日締結レタル各倉既時辰歸還貨車積込更約・同レテ六條、其費用ハ左記ノ通り九月廿九日迄北石組倉員ニ令テ双方協定仕、又條右日、為總見書ヲ作製セシ記左調御、上一通宛 件存スルニテス

一 御出給至上期、白摩石法合社、輸送費、査定、十月中旬順決定、其、付莫決定、其、日去奉以、輸送費、單價、又、針算、久坂鐵堂株式合社、同去鐵堂所、毎月末日ヨリ拾五日迄、分、其、指口、拾六日、月未迄、分、翌月五日、支拂フニテス

本

御出給至上期、白摩石法合社

久恒鐵業株式會社

久恒鐵業株式會社

福岡縣嘉穂郡大隈町大字小堤

久恒鐵業株式會社

日吉鐵業所

明石支助



受付期 昭和九年九月	所長 明石支助
印	印

市書
長



31

電力供給契約書



左安公認

契約書

需用者名	共同石灰煉製株式會社
供給者名	九州電機株式會社
用途	御藥用 燈シ生用ノ除外
受給最大電力	五〇「サイクワット」
周波	五〇「サイクワット」
受給地點	福岡縣若菜郡大津町字牛原石ヶ谷一七五三番地所在ノ共同石灰煉製受電所
需用場所	福岡縣若菜郡山田町立ニ大隈町所在ノ日吉炭礦内
送電責任分界點	日吉炭礦ノ受電所引込口ニ日吉炭礦ノ設置スル三、〇〇〇「ベルト」區分開閉器ノ人口
電氣工作物ノ施設ニ所有	送電責任分界點ヨリ電線側ハ九州電機ニ於テ又之ヨリ負荷側ノ電氣工作物ハ煤炭刀折ヲ除クハ日吉炭礦ニ於テ建設所有ス
受給電壓	三、〇〇〇「ベルト」
電氣料金	基本料金月額 七六〇圓 電力料金 一「キロワット」時ニ付 二錢五厘 電氣使用料 一ヶ月ニ付 三圓五錢
受給開始期日	昭和十九年三月一日
契約有効期間	自昭和十九年三月一日 至昭和二十一年二月二十八日
其ノ他ノ事項	本契約締結ト同時ニ共同石灰煉製日吉炭礦ニ關シテ本契約締結前ニ締結シタル舊契約及覺書ハ一切其ノ效力ヲ失フモノトス

本電力供給ニ關シテハ右契約書記載ノ事項ニ依ルノ外電氣供給規程ノ條項ニ準據スルモノトス、尙契約ノ事項中主務官廳ノ許可、認可又ハ承認ヲ要スルモノニ對シテハ其ノ許可、認可又ハ承認ヲ受ケタル上其ノ效力ヲ生ズルモノトス、契約締結ノ證トシテ本書二通ヲ作成シ當事者各其一通ヲ保有ス

昭和十九年三月一日

電力需用者

共同石灰煉製株式會社



代表取締役

交入

太

殿



電力供給者

九州電機株式會社



支店長

奥村茂

殿



四字訂正



支店長

奥村茂

殿



37

受付印	10	12
納付印		
納付印		
納付印		

昭和十六年 九月九日

同者 本表中之四款ハ試飲ヲ試合スルニ「リトル」中ノ「ミスターム」取ラズ

試飲日	試飲時間	試飲場所	試飲者	試飲結果
9月10日	15時	東京	田中	良好
9月11日	10時	東京	田中	良好
9月12日	18時	東京	田中	良好
9月13日	12時	東京	田中	良好
9月14日	18時	東京	田中	良好
9月15日	12時	東京	田中	良好
9月16日	18時	東京	田中	良好
9月17日	12時	東京	田中	良好
9月18日	18時	東京	田中	良好
9月19日	12時	東京	田中	良好
9月20日	18時	東京	田中	良好
9月21日	12時	東京	田中	良好
9月22日	18時	東京	田中	良好
9月23日	12時	東京	田中	良好
9月24日	18時	東京	田中	良好
9月25日	12時	東京	田中	良好
9月26日	18時	東京	田中	良好
9月27日	12時	東京	田中	良好
9月28日	18時	東京	田中	良好
9月29日	12時	東京	田中	良好
9月30日	18時	東京	田中	良好

試飲日 試飲時間 試飲場所 試飲者 試飲結果

水質試験成績報告書

採雨ノ場所 飯沼人住新其邑嘉富縣郡大隈町中横ニ又号

井ノ位置 北

水道水 (井水) 日吉 炭坑

(水道井水) 十又

東京市立水

東京市立水

昭和十六年九月九日



40



借用證

一金 千 圓 也

取濟方按 借者等今同買受ケタル左郡山林内ニ生育セル
松、杉及ビ雜木等ヲ雜地ノ指示ニ従ヒ焼木又
ハ用材トシテ伐採御地ニ納入ノ上其代金ノ六
割ヲ御取濟ノ奉若シ万一不足金ヲ相生ジタル
時ハ現金又ハ御地御指示ノ材木願納入ノ上皆
濟仕ル可事

一 高穂郡大野町大字上西 岡 田 多 門

一 反五 畝 步

一 高穂郡千平村大字大力 中 村 善 三 郎

三 反 步

明治三十四年四月二十一日



一 高麗郡千手村大字一町五段 田 熊 惣 治

一度五畝步

一 高麗郡千手村大字上千手 大 熊 新

二度步

利 息 無 利 子

返済期限 昭和十八年二月二十八日

條 件 借入金は返済の開始ノ年町ナクシテ由山林等

ヨリ一本ナリ共債ニ買却償戻又ハ自費共等ハ

セザル事

若し貸借関係事務費ナリ然ル上ハ右條取具守スルハ初寄光金

増済金ニ付然ルノ納金ニ付シテ不誠感又ハ悪行爲アリト御座

ルハ何時如何様ノ御處分相成様トモ決シテ果斷申出致被

一字抹消



本後日ノ爲連帯ヲ以テ一條如件

昭和十六年九月六日

借 用 者

嘉 穂 幸 大 限 町 大 字 半 限 三 一 二 番 地

全 部

平 田 忠 助

全 町 大 字 半 限 二 七 七 番 地

全 部

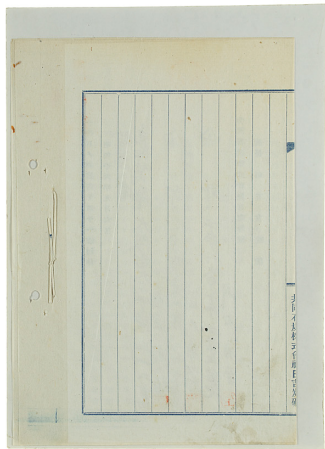
于 手 村 大 字 千 手 二 三 五 番 地

川 上 房 吉

共同石炭株式會社日吉炭礦

副 長 明 石 友 助 殿

七三三三九八八七五三十一と安



三十一日 東京三井物産株式会社

明治四十二年七月廿六日
 姓名 性別 年齢

27

自動車使用許可更新

使用許名称	小
氏名	喜藤井長限 大生半限
生年月日	共同在米株式会社
郵便番号	喜藤井長限 大生半限 七七二
氏名	小 田 泰 之
生年月日	
車輛番号	芳六九九二号
車名	エッサン

七号八號事務所

用途別

式

自家使用用
鉛筆並に方用

拓/通自動車使用並に變更致候條
車輛検査證相添(以般及居出候也
昭和十七年十月二十七日

拓 共同石表務次所就

代表者 明石 友

助明

福岡縣知事本間 精治

代書人 實着篤夫

理由書

私係

軍管団係ノ經本島王名町氣池町
取水工ノ使用申ノ亦材料運搬
完了ニ付不審ト相成リ申ニ因リ讓
付云々ノ拓之候

昭和十七年十月二十七日

拓 小田 恭之

代書人

實松篤史

理田書

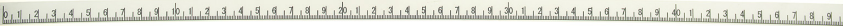
当會社

至當ニ係ル石炭坑ノ出炭ニ現在
 荷馬車ヲ以テ坑内運出炭坑迄運
 搬リホサシメ居ルモ荷馬車私底ニテ
 其雇入レモ自由ナラズ運搬量ニテ
 此ノナリザンリ以テ自動車ニ因リ運
 送リ有モ其量ノ増大リ因ラント
 云ハ海ノ濠者キント云モ之指之ル
 昭和七年十月二十日

石叻中華書局代印

石叻
共同石叻排武會社
代表者 明石友助

實業篤史



(19)

第 三 六 號

預 り 證

(本証ハ其日滿額引込可也)

一、 壹百五十拾六亦也

但命向乃沢谷愛力押保証也
而如命是年春月命乃沢谷愛力押保証也
計入分
別記等上命 命 年預り
愛日契の押保証 除可等上命

右正ニ預リ候也

日印命是年 四月

九州水力電氣株式會社

若私共同の契保會社
日印命是年 春

明石 友 助 殿



交付期 昭和四年三月二十日
 横長 能理課長 森田課長 保良

(23)



大隈駐附近石炭産地探査ノ事ノ昭和十四年三月十九日
 付可ノ縣並古川許可ノ台等々同新代表者山辺
 好ノ名義ナリテ事度日去本坂ノ分ニテ以備改良
 工申書一切並ニ現金ニ本坂ノ負擔トス者ノ居リ入
 休テ本坂ノ心算ナリ時ノ何時ニ之異議ナク在修得テ
 名義我輩更証可ノ句論又其ニ繼續ノ場合ニ異ハ
 議多調何程可休テ此日ノ為ニ一言ニ入リ之也
 昭和十四年三月廿一日

森田村代表者

山 辺 好 徳

日若本代表者 明石友助 殿



(24)

土地賃借契約書面

一 土地位於山形山下區松岡但根岡赤松丸ノ甲為上喜徳郡大隈町並原里在坑湖附近凡七畝二厘五分ノ一又

一 所有此土地之所有權者經營中在干場、倉、貯蔵所等

凡ノ一又

(位置 且否在坑湖附近全部面積凡七畝二厘五分ノ一)

一 使用目的 建築觀音殿地及埋地塊其他農業用地

一 地租 在式五拾月也全額前拂

一 期間 自若葉坑經營中

才三條 一 若葉坑經營中、建築觀音殿地及埋地塊其他農業用地

地ノ一、勝手ノ使用ノ事業終了の時、直ニ取引ノノ返却

凡ノ一又

吉日 炭坑

才二條 一 若葉坑經營中、該地所、他ノ辨賣又渡渡ノト

ノ傳又

亦右日為契約書ニ通リ作製之記名調印、上右日ニ通リ外持

スレト又

昭和三年三月拾日

喜徳郡山形町下ノ甲

在岡 相

喜徳郡山形町下ノ甲

松岡赤松丸ノ甲

喜徳郡大隈町並原里在坑湖附近凡七畝二厘五分ノ一又

在岡 相

乙 在岡

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

在岡 相

交付 昭和十五年 十月 26 日
 東京 東京電力株式会社 庶務課

(27)



志保電
 志保電

承 諾 書

一 今後貴坑ヨリ電燈供給相受候ニ付テハ第一法規違反等ノ理由ニテ
 貴坑ニ於テ相害相害ヲレ被降ハ被降等ニ於テ其ノ損害ヲ賠償シ貴
 坑ニ補修等ヲ相掛開敷コト

二 又災事等ニ依ル相害ハ勿論事故ノ爲メ停電又ハ漏電等ニ依リ第一
 相害相害リ候ヘ共其害ヲ貴坑ニ負ハシムルコトナク各自ニ於テ處
 決シ決シテ異議申立開敷コト

三 電燈料ハ九州水力電気株式会社ノ料金ニ準ジ其ノ月分ヲ其ノ月廿
 日迄ニ貴坑事務所ニ納入スベキコト

四 電燈取扱等ハ九州水力電気株式会社ニ準ジ料金納入ノコト
 五 盗電ハ決シテ被罰敷コト高一電電シタル場合ハ一發ニ付金罰則也
 納入スルカ又ハ前登セラルルトモ異議申立開敷コト

六 電燈料等納ムヨリ前登セラレ其ノ爲ニ要ムル相害ニ對シテハ貴坑
 ニ其實ヲ負ハシメサルコト

七 臨時修必取ノ場合ハ貴坑ニ開出テ其ノ許可ヲ受タルコト
 八 貴坑申込ニ依ル取付費用ハ相害ニ於テ負擔スベキコト
 其厚ノ修費ハ貴坑ノ負擔ノコト

右條々承諾ニ付后日ノ爲一札送入候也

昭和十五年 十月 式 啓

大隈町日吉炭礦坑所内

藤井 敏 光
 石島 幹 夫



共同石炭株式会社 日吉炭礦

御 中



(28)

交付期	昭和5年11月23日
債長	福野村長
	福野村員

承諾書

京東支店殿

一 福野村長 福野村長 大塚町大塚中 兼 地方自治会 会長 石炭運
 搬車 運用 等 所 地 敷 取 扱 処 之 責 任 能 否 條 件
 (大塚町長) 兼 村 長 兼 村 員 之 任 務 條 件 可
 成、右 承 諾 書 條 件
 (大塚町長) 兼 支 店 長 兼 支 店 員 之 任 務 條 件 可
 成、右 承 諾 書 條 件 可 成、右 承 諾 書 條 件 可 成、
 願 加 緊 運 轉、

九州電力株式会社 役員
 福野村長 兼 村 長 兼 村 員 之 任 務 條 件 可 成、
 願 加 緊 運 轉、



31

昭和十九年 五月 五日



九州電報株式會社

小倉市京町三五八番地ノ二

九州電報株式會社

小倉支店 營業課



英國各產株式會社

日吉屋 宛 申

「表」の書翰送ノ件

拜啓 時下色々難儀昌之段幸大買與毎々格別ノ御愛顧ヲ蒙リ敢有御
厚意申上候
陳當日御調印ノ上御運送賜候矣於書本日弊社側調印ヲ了シ會社側
保管分整理並許御對御送附申上候間御案取被成下度御願申上候
先ハ右御案内迄

敬 具





契約書

(4)

前居縣嘉慶郡大隈町中限回吉左徳代表者洞石友助
 甲上回町同字清里満乙上重澤兵火之間に先記條項の契約又
 一乙上吉左徳は所司自己所有の家屋電燈等六付電燈付
 續其他及至費一切を負擔し右契約締結と同時に無條件
 以て甲上回町に引取らるる
 一電燈敷地料ハ乙上於て負擔スル
 一電燈料金ハ九水一樽ナリ
 一電燈料金ハ居住者ヨリ半収但し不納場合ハ乙上負担スル
 三月以上不納の場合ハ清澤不納燈に依り檢査ハ甲上其翌年往
 一増徴又ハ消燈を要ス費用ハ甲上負擔し新設費用ハ乙上於
 其主費ニ負擔スル
 一又左の條に依り故障障礙ヨリ一乙上於て檢査等ハ其費用ハ其主費
 其責に在リ不設備其他理由ヨリ以て異議一切許サズ
 一契約期間ハ相方各支障相生セリ期間ナリ
 一右契約に記シテ本書ニ通し作或ハ甲乙各一通保燈信ス
 昭和七年九月日格

共同石炭

日吉炭礦

嘉慶郡大隈町大字中限回吉左徳代表者
 明石友助
 嘉慶郡大隈町大字中限
 洞石友助

契約者
 契約者
 明石友助
 洞石友助

手書本島河路
洞石友助



(7)

電力供給契約書



第一 電力供給の管
 第二 電力供給の管
 第三 電力供給の管
 第四 電力供給の管
 第五 電力供給の管
 第六 電力供給の管
 第七 電力供給の管
 第八 電力供給の管
 第九 電力供給の管
 第十 電力供給の管
 第十一 電力供給の管
 第十二 電力供給の管
 第十三 電力供給の管
 第十四 電力供給の管
 第十五 電力供給の管
 第十六 電力供給の管
 第十七 電力供給の管
 第十八 電力供給の管
 第十九 電力供給の管
 第二十 電力供給の管
 第二十一 電力供給の管
 第二十二 電力供給の管
 第二十三 電力供給の管
 第二十四 電力供給の管
 第二十五 電力供給の管
 第二十六 電力供給の管
 第二十七 電力供給の管
 第二十八 電力供給の管
 第二十九 電力供給の管
 第三十 電力供給の管
 第三十一 電力供給の管
 第三十二 電力供給の管
 第三十三 電力供給の管
 第三十四 電力供給の管
 第三十五 電力供給の管
 第三十六 電力供給の管
 第三十七 電力供給の管
 第三十八 電力供給の管
 第三十九 電力供給の管
 第四十 電力供給の管
 第四十一 電力供給の管
 第四十二 電力供給の管
 第四十三 電力供給の管
 第四十四 電力供給の管
 第四十五 電力供給の管
 第四十六 電力供給の管
 第四十七 電力供給の管
 第四十八 電力供給の管
 第四十九 電力供給の管
 第五十 電力供給の管
 第五十一 電力供給の管
 第五十二 電力供給の管
 第五十三 電力供給の管
 第五十四 電力供給の管
 第五十五 電力供給の管
 第五十六 電力供給の管
 第五十七 電力供給の管
 第五十八 電力供給の管
 第五十九 電力供給の管
 第六十 電力供給の管
 第六十一 電力供給の管
 第六十二 電力供給の管
 第六十三 電力供給の管
 第六十四 電力供給の管
 第六十五 電力供給の管
 第六十六 電力供給の管
 第六十七 電力供給の管
 第六十八 電力供給の管
 第六十九 電力供給の管
 第七十 電力供給の管
 第七十一 電力供給の管
 第七十二 電力供給の管
 第七十三 電力供給の管
 第七十四 電力供給の管
 第七十五 電力供給の管
 第七十六 電力供給の管
 第七十七 電力供給の管
 第七十八 電力供給の管
 第七十九 電力供給の管
 第八十 電力供給の管
 第八十一 電力供給の管
 第八十二 電力供給の管
 第八十三 電力供給の管
 第八十四 電力供給の管
 第八十五 電力供給の管
 第八十六 電力供給の管
 第八十七 電力供給の管
 第八十八 電力供給の管
 第八十九 電力供給の管
 第九十 電力供給の管
 第九十一 電力供給の管
 第九十二 電力供給の管
 第九十三 電力供給の管
 第九十四 電力供給の管
 第九十五 電力供給の管
 第九十六 電力供給の管
 第九十七 電力供給の管
 第九十八 電力供給の管
 第九十九 電力供給の管
 第一百 電力供給の管

電力供給の管

福岡縣高橋郡大隈町大字牛腰若松共同石灰株式会社日吉炭坑（以下
 下草ニ甲ト稱ス）ト九州水力電気株式会社（以下草ニ乙ト稱ス）
 トノ間ニ電力供給ニ關シ左記條項ヲ契約ス
 第一條 供給電力

甲ハ自己經營ニ係ル福岡縣高橋郡大隈町大字牛腰所在ノ日吉
 炭坑ニ於ケル推働動力用トシテ左記電力ヲ使用シ乙ハ之ヲ供
 給スルモノトス

第二條 從業動力 晝夜間 浴場刀（夏台）
 第三條 蓄給電站

福岡縣高橋郡大隈町大字牛腰所在ノ若松共同石灰株式会社日
 吉炭坑トス
 第四條 電力方式並ニ電壓



第五條 電力供給の管
 第六條 電力供給の管
 第七條 電力供給の管
 第八條 電力供給の管
 第九條 電力供給の管
 第十條 電力供給の管
 第十一條 電力供給の管
 第十二條 電力供給の管
 第十三條 電力供給の管
 第十四條 電力供給の管
 第十五條 電力供給の管
 第十六條 電力供給の管
 第十七條 電力供給の管
 第十八條 電力供給の管
 第十九條 電力供給の管
 第二十條 電力供給の管
 第二十一條 電力供給の管
 第二十二條 電力供給の管
 第二十三條 電力供給の管
 第二十四條 電力供給の管
 第二十五條 電力供給の管
 第二十六條 電力供給の管
 第二十七條 電力供給の管
 第二十八條 電力供給の管
 第二十九條 電力供給の管
 第三十條 電力供給の管
 第三十一條 電力供給の管
 第三十二條 電力供給の管
 第三十三條 電力供給の管
 第三十四條 電力供給の管
 第三十五條 電力供給の管
 第三十六條 電力供給の管
 第三十七條 電力供給の管
 第三十八條 電力供給の管
 第三十九條 電力供給の管
 第四十條 電力供給の管
 第四十一條 電力供給の管
 第四十二條 電力供給の管
 第四十三條 電力供給の管
 第四十四條 電力供給の管
 第四十五條 電力供給の管
 第四十六條 電力供給の管
 第四十七條 電力供給の管
 第四十八條 電力供給の管
 第四十九條 電力供給の管
 第五十條 電力供給の管
 第五十一條 電力供給の管
 第五十二條 電力供給の管
 第五十三條 電力供給の管
 第五十四條 電力供給の管
 第五十五條 電力供給の管
 第五十六條 電力供給の管
 第五十七條 電力供給の管
 第五十八條 電力供給の管
 第五十九條 電力供給の管
 第六十條 電力供給の管
 第六十一條 電力供給の管
 第六十二條 電力供給の管
 第六十三條 電力供給の管
 第六十四條 電力供給の管
 第六十五條 電力供給の管
 第六十六條 電力供給の管
 第六十七條 電力供給の管
 第六十八條 電力供給の管
 第六十九條 電力供給の管
 第七十條 電力供給の管
 第七十一條 電力供給の管
 第七十二條 電力供給の管
 第七十三條 電力供給の管
 第七十四條 電力供給の管
 第七十五條 電力供給の管
 第七十六條 電力供給の管
 第七十七條 電力供給の管
 第七十八條 電力供給の管
 第七十九條 電力供給の管
 第八十條 電力供給の管
 第八十一條 電力供給の管
 第八十二條 電力供給の管
 第八十三條 電力供給の管
 第八十四條 電力供給の管
 第八十五條 電力供給の管
 第八十六條 電力供給の管
 第八十七條 電力供給の管
 第八十八條 電力供給の管
 第八十九條 電力供給の管
 第九十條 電力供給の管
 第九十一條 電力供給の管
 第九十二條 電力供給の管
 第九十三條 電力供給の管
 第九十四條 電力供給の管
 第九十五條 電力供給の管
 第九十六條 電力供給の管
 第九十七條 電力供給の管
 第九十八條 電力供給の管
 第九十九條 電力供給の管
 第一百條 電力供給の管



三相交流三線式五〇「サイタル」トシ電燈ハ最低二〇〇「ワット」最高二二〇「ワット」トス

第四條 設備ニ關スル設備ノ種類及其種類

電氣ニ關スル設備ノ内電氣設備ニ其設備（用屬設備ヲ含ム）ハ甲ニ於テ其他一切（演算電力計ヲ含ム）ノ設備ハ乙ニ於テ各日ノ費用ヲ以テ施設スルモノトス
前項ノ施設ハ各施設者ノ所有トシ其補修費ハ各所有者ニ於テ負擔スルモノトス

第五條 送電時間

毎日晝夜間繼續送電スルモノトス
但シ乙ハ補修工作物ノ保固其他ノ為毎月晝日及夜五日ノ限日又ハ之ニ代ルヘテ晝日間ハ晝間ニ限リ送電ヲ停止シ得ルモノトス

第六條 電力量ノ測定

甲ノ使用シタル電力量ハ前條記載ノ甲ノ表或ハ内ニ設置スル公平測算機有演算電力計ニ依リ毎月既計日甲乙立會ノ上其月度分ヲ測定算出スルモノトス
但シ演算電力計ニ故障アル時ハ前月同月度又ハ最近ノ買請ニ依リ及方之ヲ測定ス

第七條 電力料金

壹「キロワット」時ニ付 金六圓五厘也

第八條 取扱保證金

第六條ニ依リ測定シタル甲ノ使用電力量カ壹ヶ月度ヲ滿ジ六〇〇「キロワット」時ニ達セザルカ又ハ甲ノ都合ニ依リ全ク使用セザル時ト雖モ甲ハ右條規定ニ應ジタル料金を九圓也又乙ニ支拂フモノトス



九州電力株式会社會社

第九條 料金支拂期日

甲 八毎月料金五日迄ニ其月成分ノ電刀料金を乙ニ支拂フモノトス

第十條 契約有效期間

本契約ノ有效期間ハ契約締結ノ日ヨリ昭和拾壹年冬月拾七日迄トシ期間満了前甲又ハ乙ノ執レヨリモ解約ノ催告ヲ爲サザル時ハ本契約ハ更ニ壹ヶ年間繼續スルモノトス以後之ニ準ス

第十一條 條件

一 乙ハ天災不可抗力及乙ノ責ニ歸ス可ラサル事由ニ依ル停電ニ對シテハ一割其實ニ任セサルモノトス

二 甲ハ毎月度ノ電刀料金を第九條記載ノ期日迄ニ支拂ハサル時ハ乙ハ甲ニ對シテ遮電ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

三 本契約有效期間中甲又ハ乙ガ他ニ合併若クハ其他營業スル事

業ヲ繼續シタル時ハ本契約ヲ其第三者ニ繼承セシメ又ハ事業ノ中止或ハ廢止其他ノ都合ニ依リ本契約ヲ解除セントス
ル時ハ互ニ相手方ニ對シ相當ノ補償金を支拂フモノトス
但シ事業ノ中止若クハ廢止ノ原因ガ不可抗力ニ歸因スル時ハ此限りニ非ス

四 甲ハ電刀料保證金トシテ壹百五十拾六圓也ヲ本契約締結ト同時ニ乙ニ預ケ置キ第九條記載ノ期日迄ニ電刀料金完納シタル場合ニ限り乙ハ右保證金ニ對シ六ヶ月毎ニ年百分復利計算ヲ以テ解約ノ際甲ニ返還スルモノトス

五 本契約ニ記載ナキ事項ニ付テハ乙ノ一般小口動力供給規定ニ依ルモノトス

本契約ノ締結シテ本管區進テ作成シ各日其壹通ヲ保存ス
昭和拾壹年冬月拾八日



福岡縣嘉穂郡大隈町大字牛渡

若狭美岡石炭株式會社

日吉炭坑

福岡縣嘉穂郡五香地

九州電力電氣株式會社

木村 平右衛門





1538 17

福 岡 縣

二六 医 第一四一六号

開設者

共同石炭銀業株式會社日台銀業所

所長 早 佐 見 敷 一

昭和十五年七月八日附申請の同意録業所跡業所の請書變更
は許可する

昭和十五年七月二十七日

福岡縣知事 杉本 勝 次



三四三番
二五九五

指令書

東京師中失盜案 第一丁目 十一番地

共同石炭發業株式會社

申請摘要 取締役社長(文太藏)

一申請日付 昭和三十年三月二十一日付如左

一申請事件 又原野藏所(又原野色林)

使用の件

右認可する

准三九〇号上心得成致す

昭和三十年三月二十一日
福岡縣 警察 長
相成子計之七番地 藤原八郎藏



15



記

一併成之得_レ又重類。雅類對最久類成也

漢書 二千五百一十卷

劉向 行 卷之 卷之 卷之

漢書 卷之

漢書 卷之

大綱 漢書 卷之 (大綱 漢書 卷之)

大綱 漢書 卷之 (大綱 漢書 卷之)

大綱 漢書 卷之 (大綱 漢書 卷之)

大綱 漢書 卷之 (大綱 漢書 卷之)

大綱 漢書 卷之 (大綱 漢書 卷之)

118-119

番号	名目	摘	番号	名目	摘	番号	名目	摘
1	今村芝野家水産書	不用	16	徳川幕府御定書		31	丸和名物書	
2	徳川幕府御定書	不用	17	徳川幕府御定書		32	徳川幕府御定書	
3	徳川幕府御定書	不用	18	徳川幕府御定書		33	徳川幕府御定書	
4	徳川幕府御定書	不用	19	徳川幕府御定書		34	五言及傳統因依	
5	徳川幕府御定書		20	徳川幕府御定書		35	五言及傳統因依	
6	徳川幕府御定書		21	徳川幕府御定書		36	五言及傳統因依	
7	徳川幕府御定書		22	徳川幕府御定書		37	徳川幕府御定書	
8	徳川幕府御定書		23	徳川幕府御定書		38	徳川幕府御定書	
9	徳川幕府御定書		24	徳川幕府御定書		39	徳川幕府御定書	
10	徳川幕府御定書		25	徳川幕府御定書		40	徳川幕府御定書	
11	徳川幕府御定書		26	徳川幕府御定書		41	徳川幕府御定書	
12	徳川幕府御定書		27	徳川幕府御定書		42	徳川幕府御定書	
13	徳川幕府御定書		28	徳川幕府御定書		43	徳川幕府御定書	
14	徳川幕府御定書		29	徳川幕府御定書		44	徳川幕府御定書	
15	徳川幕府御定書		30	徳川幕府御定書		45	徳川幕府御定書	



113	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	書子 名目 請 要
電力常規的書 久位幼書	出題的 電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書	電力常規的書 久位幼書
												書子 名目 請 要
												書子 名目 請 要
												書子 名目 請 要

